

令和2年度 第1回秋田市社会福祉審議会資料

〈目次〉

1	社会福祉審議会委員名簿	1
2	令和2年度職員一覧（課所室長以上）	3
3	（仮称）第6期秋田市障がい福祉計画および（仮称）第2期秋田市障がい 児福祉計画の策定について	4
4	「第10次秋田市高齢者プラン（第8期秋田市介護保険事業計画）」の策定に ついて	8
5	「秋田市再犯防止推進計画（仮称）」の策定について	14
6	令和2年度当初予算の概要	16
7	令和2年度補正予算の概要	37
8	（参考）社会福祉審議会関係法令	40

社会福祉審議会委員名簿

委員任期：令和3年5月8日まで

番号	専門分科会	氏名	団体名	団体における職名	兼務	備考
1	児童	相場 哲也	秋田商工会議所	専務理事		
2	児童	石原 房子	秋田労働局	雇用環境・均等室長		
3	児童	稲見 育大	一般社団法人 秋田市医師会	理事		
4	児童	奥山 順子	国立大学法人秋田大学教育文化学部	非常勤講師	認可確認部会	
5	児童	小林 崇之	一般社団法人秋田市歯科医師会	地域保健理事		
6	児童	佐々木 亮次	秋田県公認心理師・臨床心理士協会	会長		
7	児童	佐渡谷 和裕	秋田市保育協議会	会員	認可確認部会	
8	児童	澤口 勇人	秋田市保育協議会	会長	認可確認部会	
9	児童	塩谷 正文	秋田市民生児童委員協議会	副会長	民生委員審査 専門分科会	新任
10	児童	千葉 俊彦	秋田県中央児童相談所	副主幹(兼)班長	民生委員審査 専門分科会	新任
11	児童	鶴田 悦子	CAPあきた	代表		
12	児童	中川 聖子	秋田市母子寡婦福祉連合会	会長		
13	児童	西村 央規	秋田市私立幼稚園PTA連合会	顧問	認可確認部会	新任
14	児童	福田 廣美	連合秋田中央地域協議会	事務局長		
15	児童	古田 由美子	一般社団法人秋田県助産師会	理事		
16	児童	宮川 勉	秋田市小学校長会	会員	民生委員審査 専門分科会	
17	児童	森合 清子	秋田市連合婦人会	事務局	民生委員審査 専門分科会	
18	児童	山崎 純	特定非営利活動法人子育て応援Seed	理事長	認可確認部会	
19	児童	渡辺 丈夫	秋田市私立幼稚園・認定こども園協会	会長	認可確認部会	
20	障がい者	新目 基	秋田県高等学校長協会特別支援学校部会	会長		
21	障がい者	伊藤 司	秋田市身体障害者協会	会長		新任
22	障がい者	鎌田 加奈子	医療法人 久幸会	課長補佐		
23	障がい者	小池 眞一郎	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援 機構 秋田障害者職業センター	所長		
24	障がい者	小林 顕	秋田市手をつなぐ育成会	副会長		
25	障がい者	坂本 仁	秋田県立医療療育センター	センター長	審査部会	
26	障がい者	澤石 勉	秋田県社会福祉事業団 高清水園	園長		
27	障がい者	進藤 香代子	秋田県知的障害者福祉協会	監事	地域福祉 専門分科会	

番号	専門分科会	氏名	団体名	団体における職名	兼務	備考
28	障がい者	津川 光也	秋田公共職業安定所	所長	民生委員審査 専門分科会	
29	障がい者	成田 裕一郎	秋田市医師会	理事		
30	障がい者	三浦 雅子	NPO法人秋田けやき会	副理事長		
31	障がい者	毛内 嘉威	秋田公立美術大学	副学長		
32	障がい者	蓬田 興信	社会福祉法人グリーンローズ	業務執行理事	地域福祉 専門分科会	
33	高齢者	阿部 一哉	秋田市老人福祉施設連絡協議会	会長	地域福祉 専門分科会	
34	高齢者	石村 照子	公益社団法人認知症の人と家族の会秋田 県支部	代表		
35	高齢者	稲庭 千弥子	秋田県介護老人保健施設連絡協議会	会長		
36	高齢者	岩間 雄一	一般社団法人秋田県薬剤師会秋田中央支 部	副支部長		新任
37	高齢者	菊地 雅明	一般社団法人秋田市歯科医師会	福祉保健理事		
38	高齢者	熊谷 肇	秋田市医師会	理事		
39	高齢者	佐藤 昭一	秋田市老人クラブ連合会	会長		
40	高齢者	高杉 静子	秋田市エイジフレンドリーシティ行動計 画推進委員会	委員		
41	高齢者	照井 寿和	秋田県中央地区介護支援専門員協会	幹事		
42	高齢者	南部 泰士	日本赤十字秋田看護大学看護学部	准教授		新任
43	高齢者	船木 孔	秋田市地域包括・在宅介護支援センター 連絡協議会	幹事	地域福祉 専門分科会	
44	高齢者	三浦 喜美子	秋田市民生児童委員協議会	会長	地域福祉 専門分科会	新任
45	高齢者	山崎 弘子	一般社団法人秋田県社会福祉士会	外部評価委員		
46	地域福祉	上村 清正	秋田市保育協議会	副会長		
47	地域福祉	宇佐見 昭一	中央地域づくり協議会	会長	民生委員審査 専門分科会	
48	地域福祉	遠藤 善衛	秋田市ボランティア連絡協議会	会長		
49	地域福祉	尾野 恭一	国立大学法人秋田大学医学部	学部長		委員長
50	地域福祉	黒崎 義雄	社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会	会長	民生委員審査 専門分科会	新任
51	地域福祉	原 義彦	国立大学法人秋田大学大学院教育学研究 科	教授		副委員長
52	地域福祉	渡邊 剛	秋田経済同友会	常任幹事		

新任の委員が所属する専門分科会については、秋田市社会福祉審議会条例第6条第1項に基づき委嘱日付で委員長から上記名簿のとおり指名されましたのでご報告します。

社会福祉審議会関係職員一覧（課所室長以上）

福祉保健部

職 名	氏 名
福祉保健部長	北 島 学
福祉保健部次長	嶋 久美子
福祉保健部副理事 兼 監査指導室長	後 藤 天
福祉総務課長	木 山 貴 夫
福祉総務課地域福祉推進室長	東 海 林 健
障がい福祉課長	齊 藤 恵美子
長寿福祉課長	古 木 実菜子
長寿福祉課エイジフレンドリーシティ担当課長	山 口 佐知子
保護第一課長	阿 部 雅 紀
保護第二課長	佐 々 木 徹
介護保険課長	藤 原 健 一

保健所

保健所長	伊 藤 善 信
保健所次長	佐 々 木 保
保健所次長	赤 田 真貴子
保健総務課長	村 上 央
保健予防課長	茂 木 有 子
健康管理課長	永 田 智
健康管理課自殺対策担当課長	金 城 紀 子
衛生検査課長	齋 藤 稔

食肉衛生検査所

食肉衛生検査所長	吉 野 喜 明
----------	---------

子ども未来部

子ども未来部長	坂 本 弘 幸
子ども未来部次長	奈 良 美奈子
子ども総務課長	佐 々 木 良 幸
子ども育成課長	夏 井 保
施設指導室長	新 田 目 剛
子ども健康課長	加 賀 谷 洋 子
子ども未来センター所長	畑 山 淑 子



令2福障第1321号
令和2年5月18日

秋田市社会福祉審議会委員長 様

秋田市長 穂積



(仮称) 第6期秋田市障がい福祉計画および

(仮称) 第2期秋田市障がい児福祉計画の策定について (諮問)

本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「市町村障害福祉計画」および児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として、国が示す基本指針に即して「第5期秋田市障がい福祉計画」および「第1期秋田市障がい児福祉計画」を策定しております。

上記各計画の期間が令和2年度までとなっていることから、国が示す基本指針に即して、令和2年度中に次期計画として「(仮称) 第6期秋田市障がい福祉計画」および「(仮称) 第2期秋田市障がい児福祉計画」を策定する必要があります。

については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第2項の規定により、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

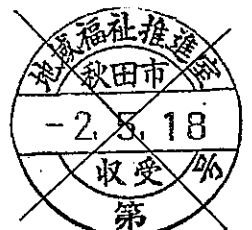
1 諮問事項

- (1) (仮称) 第6期秋田市障がい福祉計画の構成内容について
- (2) (仮称) 第2期秋田市障がい児福祉計画の構成内容について

2 答申期限

令和3年2月26日

担 当 秋田市福祉保健部障がい福祉課
企画管理担当 鎌田、名古屋
直 通 018-888-5663
F A X 018-888-5664



(仮称) 第6期秋田市障がい福祉計画および

(仮称) 第2期秋田市障がい児福祉計画の策定について

1 計画の策定趣旨等について

(1) 秋田市障がい福祉計画について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく法定計画（市町村障害福祉計画）であり、**国が示す基本指針に即して**、計画期間内に達成すべき障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標やその目標を達成するために必要な見込量およびその見込量を確保するための施策などを定めたもの。

計画期間についても国の基本指針により定められており、本市ではこれまで、以下のように計画を策定している。

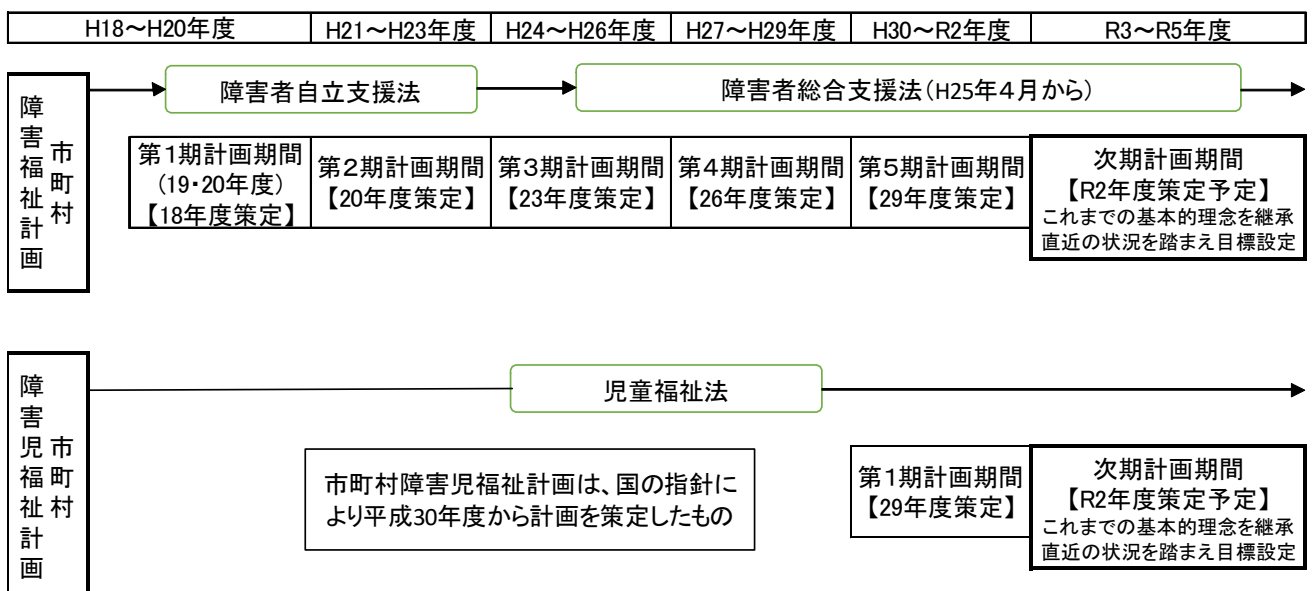
平成29年度に策定した現行計画の計画期間が令和2年度までとなっていることから、本年度中に令和3年度から5年度までを計画期間とする「(仮称) 第6期秋田市障がい福祉計画」を策定する必要がある。

(2) 秋田市障がい児福祉計画について

児童福祉法に基づく法定計画（市町村障害児福祉計画）であり、市町村障害福祉計画と同様に**国が示す基本指針に即して**、計画期間内に達成すべき障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標や各年度における指定通所支援等の種類ごとの見込量を定めるもの。

策定にあたっては、市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

計画期間については、国の基本指針により定められており、本年度中に令和3年度から5年度までを計画期間とする「(仮称) 第2期秋田市障がい児福祉計画」を策定する必要がある。



2 「秋田市障がい者プラン」と「秋田市障がい福祉計画」および「秋田市障がい児福祉計画」との関係について

本市では、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として、本市の障がい福祉施策の全体像を示した「秋田市障がい者プラン」を策定している。

「(仮称)第6期秋田市障がい福祉計画」および「(仮称)第2期秋田市障がい児福祉計画」は、「第5次秋田市障がい者プラン」に包含されるもの。

3 国の基本指針について

指針のポイント(抜粋)

(令和2年3月7日付け厚生労働省主管課長会議資料「第6期障害福祉計画に係る基本指針について(案)より)

- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 障害者の社会参加を支える取組

※令和2年5月15日現在では、国の基本指針の確定版が発出されていないため、確定版の発出後に着手することとなる。

4 策定スケジュールについて(予定)

時期		内容
令和2年	5月	第1回社会福祉審議会全体会(諮問)
	6月	第1回障がい者専門分科会 (第5期障がい福祉計画および第1期障がい児福祉計画の前年度実績報告、諮問について協議開始)
	6～7月	アンケート調査等の実施
	8～9月	障がい福祉計画等の素案作成作業
	10月	第2回障がい者専門分科会(素案説明)
	11～12月	パブリックコメント実施 修正案の作成
令和3年	2月	第3回障がい者専門分科会(修正案の確認、成案の作成) 第2回社会福祉審議会全体会(報告・答申) 策定・市議会報告・公表

※市議会(厚生委員会)に対して、定例会等において適宜報告等を行う。

計画構成イメージ図

秋田市障がい者プラン

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」
(障がい者施策に関する基本的計画)

第5次秋田市障がい者プラン (期間：平成30年～令和5年度)

秋田市障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」
(障害福祉サービス等の提供体制確保に関する計画)

第5期秋田市障がい福祉計画 (期間：平成30～令和2年度)
(仮称) 第6期秋田市障がい福祉計画 (期間：令和3～5年度予定)

秋田市障がい児福祉計画

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」
(障害児通所支援等の提供体制確保に関する計画)

第1期秋田市障がい児福祉計画 (期間：平成30～令和2年度)
(仮称) 第2期秋田市障がい児福祉計画 (期間：令和3～5年度予定)



令2福長 第550号
令和 2年 5月14日

秋田市社会福祉審議会委員長 様

秋田市長 穂 積

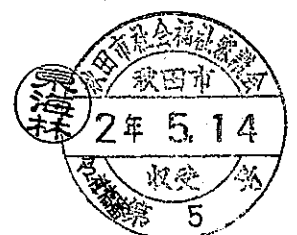


「第10次秋田市高齢者プラン（第8期秋田市介護保険事業計画）」
の策定について（諮問）

本市では、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとした「秋田市高齢者プラン」を策定し、介護保険サービスを含む本市における高齢者福祉施策を展開しているところです。

プランは、市町村介護保険事業計画の計画期間に合わせ、3年ごとに見直しを行っており、現行プランの計画期間は平成30年度から令和2年度までとなっていることから、今般、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする新たなプランを策定することといたしました。

つきましては、貴審議会のご意見を賜りたく、「第10次秋田市高齢者プラン（第8期秋田市介護保険事業計画）」の策定について諮問いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。



第10次秋田市高齢者プラン（第8期秋田市介護保険事業計画） の策定について

1 プランの概要

このプランは、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものであり、介護保険サービスを含む本市における高齢者福祉施策全般に関する実施計画として策定するものである。

秋田市高齢者プラン		
根拠法	老人福祉法	介護保険法
根拠条項	第20条の8	第117条
計画名	市町村老人福祉計画	市町村介護保険事業計画
計画内容	老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画	3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画

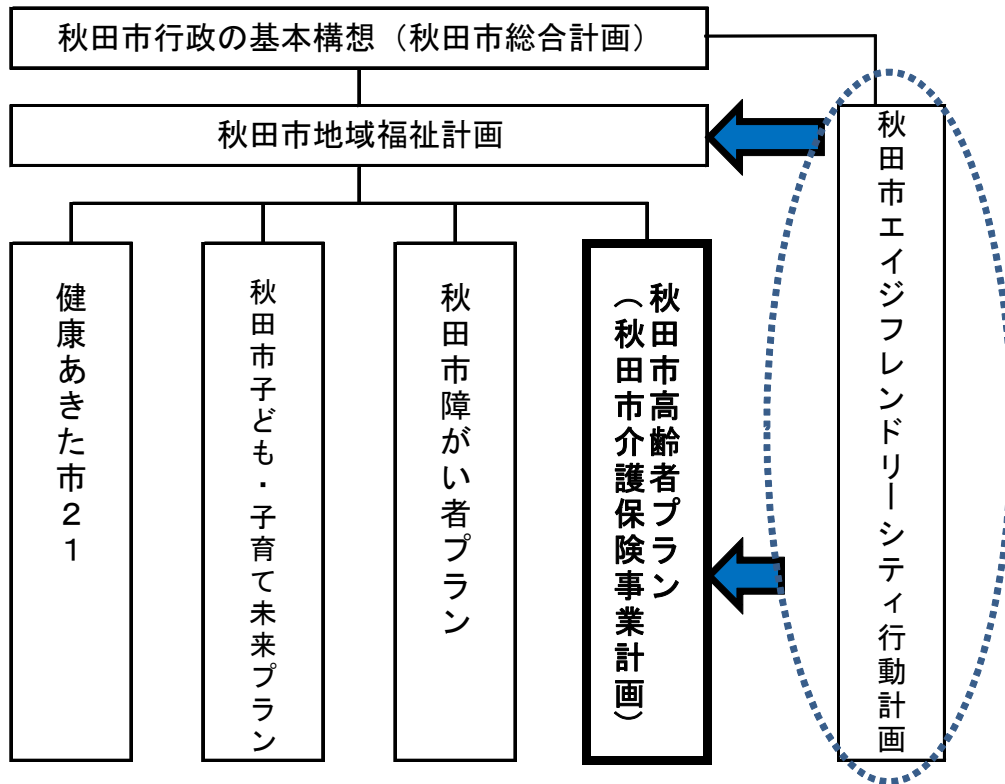
2 計画期間

プランは、介護保険事業計画の計画期間に合わせ、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

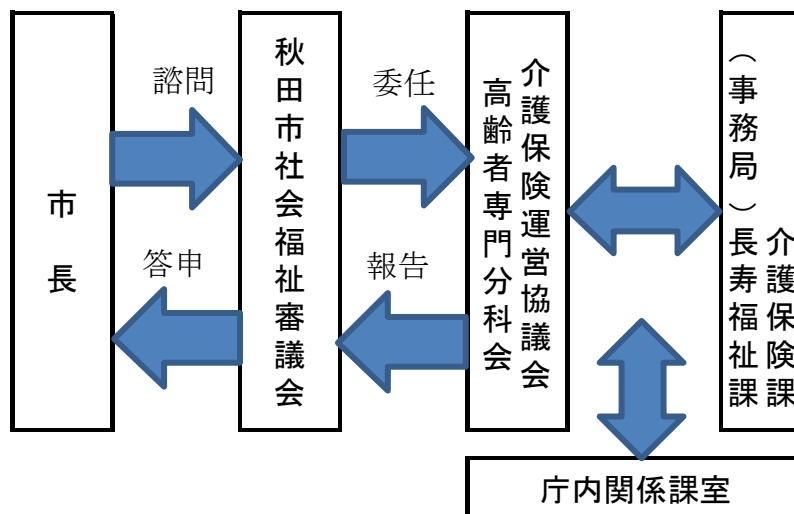
年度	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31/R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023
計画期間	第8次高齢者プラン (第6期介護保険事業計画)			第9次高齢者プラン (第7期介護保険事業計画)			第10次高齢者プラン (第8期介護保険事業計画)		

3 プランの位置付け

このプランは、秋田市行政の基本構想である「秋田市総合計画」を実現するための福祉保健部門の基本計画である「秋田市地域福祉計画」を上位に、他の福祉および保健に関する計画との整合性を図るとともに、「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画」に基づく理念を踏まえた計画とする。



4 計画の策定体制



5 策定スケジュール（案）

時 期		内 容
令和2年	5月	第1回社会福祉審議会全体会（諮問）
	6月	第1回高齢者専門分科会 第1回介護保険運営協議会（概要説明） 6月議会厚生委員会（概要説明）
	6～8月	骨子案作成作業
	8月	第2回高齢者専門分科会（骨子案説明） 第2回介護保険運営協議会
	9月	9月議会厚生委員会（骨子案説明）
	9～11月	原案作成作業
	11月	第3回高齢者専門分科会（原案説明） 第3回介護保険運営協議会
	12月	パブリックコメント 11月議会厚生委員会（原案説明）
令和3年	1月	成案作成作業
		閉会中厚生委員会（施設整備計画、保険料の説明）
	2月	第4回高齢者専門分科会（成案最終確認） 第2回社会福祉審議会全体会（答申）
	3月	2月議会厚生委員会（成案説明） プラン策定・公表

6 法律によりプランに定めるものとされている事項（努力義務含む）

- (1) 老人福祉事業の量の目標および事業量の確保のための方策
- (2) 介護サービスの種類ごとの量の見込みおよび見込量の確保のための方策
- (3) 地域支援事業の量の見込み、ならびに各年度における地域支援事業の費用の額および見込量の確保のための方策
- (4) 高齢者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止および保険給付費等の適正化に関し取り組むべき施策および目標に関する事項
- (5) 介護サービスの種類ごとの量、保険給付費の額、地域支援事業の量、地域支援事業の費用の額および保険料の水準に関する中長期的な推計
- (6) 介護サービス事業者相互間の連携の確保およびサービスの円滑な提

供を図るための事業に関する事項

- (7) 地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- (8) 高齢者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
(認知症高齢者等の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、
高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項)

7 第8期介護保険事業計画のポイント

(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

介護需要の大きな傾向を把握し、その上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案して第8期計画を作成することが重要であり、周辺保険者や都道府県と連携して広域的な整備を進めることが必要である。

(2) 地域共生社会の実現

地域共生社会を実現するため、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要である。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

介護予防・健康づくりの取組を強化し、健康寿命の延伸を図るため、PDCAサイクルに沿ったデータの利活用や専門職の関与、保険者機能強化推進交付金の活用、在宅での看取りや認知症への対応等の取組が重要である。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めるため、都道府県と市町村間の情報連携の強化が必要である。

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を進める必要があり、教育等他の分野とも連携することが重要である。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および業務効率化の取組の強化

現状の介護人材不足に加え、2025（令和7）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となることから、介護人材の確保について、都道府県と市町村とが連携しながら計画的に進めることが必要である。また、総合事業等の担い手を確保する取り組みや、介護現場の業務改善、ロボット・ICTの活用等による業務の効率化が重要である。

※ （参考）第 8 期介護保険事業計画基本指針について

前回（第 7 期）の正式な告示は年度末であり、今回（第 8 期）も同様の時期となることが想定されるが、令和 2 年 3 月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料において、基本指針の見直しにあたっての基本的な考え方が示されている。



令2福推室第195号

令和2年5月1日

秋田市社会福祉審議会委員長 様

秋田市長 穂 積



「秋田市再犯防止推進計画（仮称）」の策定について（諮問）

平成28年12月に施行された再犯の防止等の推進に関する法律においては、地方公共団体に地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課せられております。

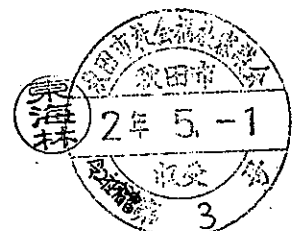
本市においても、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、秋田市再犯防止推進計画（仮称）を策定することとしております。

つきましては、計画策定にあたり、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

担 当 秋田市福祉保健部福祉総務課
地域福祉推進室 加藤

直通 018-888-5661

FAX 018-888-5658



「秋田市再犯防止推進計画（仮称）」の策定について（案）

1 目的

再犯の防止等の推進に関する法律の施行に伴い、地方公共団体では再犯防止推進計画を策定する必要がある。

そのため、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員12名に加えて、法務関係団体から推薦いただいた6名を臨時委員として、本市における再犯防止推進計画を審議する。

2 再犯防止推進計画のイメージ（秋田県の計画を参照）

(1) 重点事項

ア 就労の確保、イ 居場所の確保、ウ 福祉サービスの提供

(2) 取組内容

ア 国・県・民間団体等による連携体制の強化

イ 就労と居場所の確保による支援

ウ 保健医療・福祉サービスの提供による支援

エ 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

オ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

3 策定スケジュール（新型コロナウイルス感染症対策のため流動的）

年 月	内 容
令和2年5月	第1回社会福祉審議会全体会（諮問）
7月	第1回地域福祉専門分科会（現状・課題の把握、骨子等審議）
10月	第2回地域福祉専門分科会（素案審議）
12月	素案を市議会厚生委員会で説明・パブリックコメント実施
令和3年2月	第3回地域福祉専門分科会（計画案審議） 第2回社会福祉審議会全体会（答申）
3月	計画を厚生委員会で説明後、公表
令和3年度～	計画の進行管理

※専門分科会の開催前に庁内関係課と審議内容を協議する。

令和2年度 当初予算の概要

- 1 当初予算総額
- 2 福祉保健部、保健所、子ども未来部関連予算の状況
- 3 主な施策、事業

秋 田 市

1 当初予算総額

		対前年度増減率
一般会計	139,600,000千円	3.8%
特別会計	72,746,845千円	4.4%
企業会計	32,871,069千円	0.5%
全会計合計	245,217,914千円	3.5%

一般会計 1,396億円 (31年度 1,345億円)

あきた芸術劇場整備事業や第2リサイクルプラザ火災復旧事業の増などにより、対前年度比で51億円、3.8%の増

特別会計 727億4,684万5千円 (31年度 696億5,959万8千円)

病院事業債管理会計における貸付金の増などにより、対前年度比で30億8,724万7千円、4.4%の増

企業会計 328億7,106万9千円 (31年度 327億2,309万2千円)

下水道事業会計における流域下水道事業の増などにより、対前年度比で1億4,797万7千円、0.5%の増

2 福祉保健部、保健所、子ども未来部関連予算の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度			令和元年度			前年度比較 増減率
	当初予算額	構成比率		当初予算額	構成比率		
		一般会計	部門別		一般会計	部門別	
秋田市一般会計総額	139,600,000	100.0		134,500,000	100.0		
民生費（福祉関係）	25,762,783	18.5	100.0	24,554,630	18.3	100.0	4.9
社会福祉費	16,338,958	11.7	63.4	15,310,942	11.4	62.4	6.7
社会福祉総務費	845,318	0.6	3.3	854,842	0.6	3.5	△ 1.1
障害者福祉費	7,856,872	5.6	30.5	7,389,849	5.5	30.1	6.3
老人福祉費	1,317,232	0.9	5.1	1,019,454	0.8	4.2	29.2
医療給付費	1,502,476	1.1	5.8	1,499,290	1.1	6.1	0.2
社会福祉施設費	154,627	0.1	0.6	132,819	0.1	0.5	16.4
介護保険費	4,662,433	3.3	18.1	4,414,688	3.3	18.0	5.6
生活保護費	9,422,525	6.8	36.6	9,242,288	6.9	37.6	2.0
生活保護総務費	361,558	0.3	1.4	348,163	0.3	1.4	3.8
扶助費	9,060,967	6.5	35.2	8,894,125	6.6	36.2	1.9
災害救助費	1,300	0.0	0.0	1,400	0.0	0.0	△ 7.1
災害救助費	1,300	0.0	0.0	1,400	0.0	0.0	△ 7.1
衛生費（福祉関係）	1,040,016	0.7	100.0	1,291,547	1.0	100.0	△ 19.5
病院費	1,040,016	0.7	100.0	1,291,547	1.0	100.0	△ 19.5
病院費	1,040,016	0.7	100.0	1,291,547	1.0	100.0	△ 19.5
衛生費（食肉衛生検査所関係）	172,740	0.1	100.0	168,605	0.1	100.0	2.5
食肉衛生検査所費	172,740	0.1	100.0	168,605	0.1	100.0	2.5
食肉衛生検査所費	172,740	0.1	100.0	168,605	0.1	100.0	2.5
民生費（保健所関係）	800	0.0	100.0	745	0.0	100.0	7.4
社会福祉費	800	0.0	100.0	745	0.0	100.0	7.4
介護保険費	800	0.0	100.0	745	0.0	100.0	7.4
衛生費（保健所関係）	1,795,411	1.3	100.0	1,668,233	1.2	100.0	7.6
保健所費	1,795,411	1.3	100.0	1,668,233	1.2	100.0	7.6
保健所総務費	747,038	0.5	41.6	738,952	0.6	44.3	1.1
健康増進事業費	246,283	0.2	13.7	235,202	0.2	14.1	4.7
予防費	787,119	0.6	43.8	679,038	0.5	40.7	15.9
結核対策費	14,971	0.0	0.8	15,041	0.0	0.9	△ 0.5

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度			令和元年度			前年度比較 増減率
	当初予算額	構成比率		当初予算額	構成比率		
		一般会計	部門別		一般会計	部門別	
民生費（子ども未来部関係）	19,631,161	14.1	100.0	19,102,275	14.2	100.0	2.8
社会福祉費	784,303	0.6	4.0	706,878	0.5	3.7	11.0
社会福祉総務費	20,495	0.0	0.1	21,953	0.0	0.1	△ 6.6
医療給付費	763,808	0.6	3.9	684,925	0.5	3.6	11.5
児童福祉費	18,846,858	13.5	96.0	18,395,397	13.7	96.3	2.5
児童福祉総務費	11,778,233	8.4	60.0	11,158,497	8.3	58.4	5.6
児童措置費	5,275,539	3.8	26.9	5,697,073	4.2	29.8	△ 7.4
母子福祉費	24,554	0.0	0.1	22,462	0.0	0.1	9.3
児童福祉施設費	1,745,608	1.3	8.9	1,499,772	1.1	7.9	16.4
次世代育成支援費	22,924	0.0	0.1	17,593	0.0	0.1	30.3
衛生費（子ども未来部関係）	626,765	0.5	100.0	610,918	0.5	100.0	2.6
母子衛生費	626,765	0.5	100.0	610,918	0.5	100.0	2.6
母子保健費	626,765	0.5	100.0	610,918	0.5	100.0	2.6
教育費（子ども未来部関係）	561,800	0.4	100.0	380,600	0.3	100.0	47.6
幼稚園費	554,769	0.4	98.8	374,273	0.3	98.3	48.2
幼稚園費	554,769	0.4	98.8	374,273	0.3	98.3	48.2
社会教育費	7,031	0.0	1.3	6,327	0.0	1.7	11.1
社会教育総務費	7,031	0.0	1.3	6,327	0.0	1.7	11.1
特別会計							
病院事業債管理会計	2,465,863			1,188,642			107.5
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	40,165			51,566			△ 22.1
介護保険事業会計	30,624,917			30,089,214			1.8

※構成比率=小数点以下第2位四捨五入（端数の関係で項目ごとの数値と計が合致しない場合がある。）

3 主な施策・事業

主な施策は、「新・県都『あきた』成長プラン」推進計画に掲げる次の5つの将来都市像に沿って分類しています。

将来都市像1 豊かで活力に満ちたまち

産業振興により地域経済を活性化し、雇用とにぎわいを創出することにより都市としての求心力を高め、多様な交流や連携を構築し、県都として周辺圏域の発展を牽引する「豊かで活力に満ちたまち」を目指します。

将来都市像2 緑あふれる環境を備えた快適なまち

利便性の高い都市基盤を整備しながら、本市の住みよい環境を保全し次世代へ継承することができるコンパクトシティを形成し、いつの時代においても、「緑あふれる環境を備えた快適なまち」を目指します。

将来都市像3 健康で安全安心に暮らせるまち

生活の危険を回避できる十分な体制を整備し、市民が健やかな心身を保ちながら、「健康で安全安心に暮らせるまち」を目指します。

将来都市像4 家族と地域が支えあう元気なまち

家族・地域・人の絆のもと、すべての市民が主人公として充実した生涯を送ることができる「家族と地域が支えあう元気なまち」を目指します。

将来都市像5 人と文化をはぐくむ誇れるまち

歴史や文化をいかした魅力あるまちづくりを進めるとともに、生涯にわたり学習・文化・スポーツ活動に取り組める環境の中で、誰もが目標に向かって成長し、希望に満ちた生活を送ることができる「人と文化をはぐくむ誇れるまち」を目指します。

※ 事業名の前の **新** は**新規事業**を、**[成]** は**成長戦略**に位置づけた事業を表しています。

(単位：千円)

将来都市像3 健康で安全安心に暮らせるまち

政策2 安心して暮らせる毎日の実現

【施策① 健全な消費・生活衛生環境の確保】

- | | |
|---|---------------|
| 1 食肉衛生検査所運営管理費（福祉保健部） | 34,994 |
| と畜検査による家畜の疾病排除や解体処理施設に対する衛生指導などを実施し、と畜場における食肉の安全性を確保する。 | |
| 2 衛生検査課管理費（保健所） | 21,784 |
| 食品の製造・販売施設、理・美容所、公衆浴場等の監視指導および食品等の検査を計画的に実施する。
また、消費者・事業者への衛生知識の普及啓発、衛生害虫や住まいの環境に関する情報提供を推進する。 | |
| 3 動物衛生管理費（保健所） | 10,858 |
| 狂犬病予防対策をはじめとした危害防止対策を推進するとともに、犬や猫の飼い方教室などを通じて動物適正飼養の普及啓発を行い、動物の衛生管理意識の向上を図る。 | |

【施策② 食育の推進】

- | | |
|--|------------|
| 1 栄養指導事業（子ども未来部） | 561 |
| 乳幼児を持つ保護者が食の大切さや望ましい食生活を理解し、健全な食生活を実践できるよう、食育の推進を図るとともに健康教育や健康相談を行う。 | |

【施策③ 保健・医療体制の充実】

- | | |
|--|------------------|
| 1 病院法人運営費負担金等（福祉保健部） | 1,039,524 |
| 市立秋田総合病院が担う救急医療、精神医療、結核医療などの経費および令和4年度の新病院開院に向けた改築費用の一部を負担する。 | |
| 2 救急医療等支援事業費補助金（保健所） | 69,057 |
| 本市における医療機能の確保と維持を図るため、救急医療等の不採算分野を担う公的病院等の運営に要する経費に助成する。 | |
| 3 保健所・保健センター改修経費（保健所） | 8,100 |
| 劣化に伴う事故を未然に防ぐとともに建物の運営・保安機能を確保するため、予防保全的な修繕、耐久性の向上等に資する改修等を実施する。
・保健センター自動火災報知設備等更新工事 | |
| 4 [成] 奨学金返還助成事業（保健所） | 6,903 |
| 看護師・准看護師、歯科衛生士の人材不足の解消を図るため、市内医療機関等に就職することなどを要件とし、奨学金返還を助成する。 | |

＜債務負担行為設定＞

- ・募集期間 ①看護師・准看護師 … 平成30年度から令和4年度まで
②**新** 歯科衛生士 … 令和2年度から令和6年度まで
- ・助成期間 5年間
- ・助成金額 最大100万円（年助成額上限20万円×5年間）
- ・助成要件 ①募集開始年度以降、新たに対象職種として市内医療機関等に従事する者
②市内に住所がある者
③(独)日本学生支援機構等の奨学金貸与を受けた者
④秋田県奨学金返還助成制度に該当する場合は、当該制度を併せて活用
⑤**新** 奨学金返還助成対象に、入学時に貸与を受けた一時金を追加

- 5 地域保健推進員活動支援事業（保健所）** 1,732
自主的に活動する地域保健推進員が、市民の疾病予防および健康づくりに積極的に取り組めるよう、活動費補助や各種研修会を行う。
- 6 健康づくり推進事業（保健所）** 3,935
がんおよび生活習慣病予防のために、食生活、運動、口腔ケア等の各種健康教室や健康相談を行い、知識の普及啓発を図る。
・**新** 受動喫煙防止対策
改正健康増進法に基づき、喫煙可能室の届出受付業務や立入検査等を実施する。また、改正健康増進法について、より一層の周知を行う。
- 7 [成] 歩くべあきた健康づくり事業（保健所）** 699
働く世代の仲間とチームを組んで歩く機会を促すとともに、月別歩数等の集計・公表や健康情報の発信等を行うことで、歩数等の増加と定着化を図り、生活習慣病の予防を推進する。
- 8 [成] がん検診等事業（保健所）** 221,842
胃がん、胸部（肺がん・結核）、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん、骨粗鬆症、歯周疾患、後期高齢者歯科の各検診を実施する。
・がん検診では、早期発見・早期治療を図るため、引き続き本市独自の自己負担の割引制度を実施し、文書による勧奨（コール）および再勧奨（リコール）を行う。
・**新** 胃がん検診については、バリウムによるX線検査に加え、医療機関での胃内視鏡による検査を10月から導入する。
- 9 [成] がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業（保健所）** 3,422
がん治療に伴う脱毛時に使用する医療用ウィッグや乳がん手術後の乳房補正具の購入時の負担を軽減し、がん患者の社会参加の促進と療養生活の質の向上を図る。
・助成額 ウィッグ2万5千円（県分1万5千円含む。）
乳房補正具2万円（県分1万円含む。）
※県の制度が、患者への直接補助から市町村への間接補助に変更
- 10 精神保健対策事業（保健所）** 3,522
精神障がい者の早期治療、社会復帰および社会参加の促進を図るとともに、精神障がいに対する市民の理解を深め、心の健康づくりを進める。

- ・精神保健福祉相談、健康教育等の実施
- ・精神障がい者の措置診察等の実施
- ・自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳の申請受付等の実施

11 自殺対策事業（保健所） 9,556

秋田市民の心といのちを守る自殺対策計画に基づき、自殺対策事業の充実・強化と民間団体の活動支援を行い、本市における自殺者数の減少を図る。

- ・推進体制の充実（秋田市自殺対策ネットワーク会議など）
- ・市民への情報提供、普及啓発
- ・相談体制の充実
- ・地域における早期対応の人材育成、心の健康づくり
- ・民間団体の活動支援

12 感染症予防対策等の充実（保健所） 26,971

感染症の発生予防および発生時のまん延防止のため、感染症の発生動向を把握するとともに、正しい知識の普及啓発、健康診断の実施および医療費の公費負担を行う。

(1) エイズ予防対策事業	3,198
(2) 結核・感染症発生動向調査事業	7,218
(3) 感染症予防事業	1,584
(4) 結核予防費補助金	2,724
(5) 結核対策事業	5,737
(6) 結核医療費公費負担事業	6,510

13 [成] 予防接種事業（保健所） 676,028

伝染のおそれがある疾病の発生およびまん延を予防するため、定期の予防接種を全額、又は一部公費負担で実施する。

- ・A類疾病 四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）、麻しん、風しんなど
新 ロタウイルス（令和2年8月以降出生者）
- ・B類疾病 高齢者のインフルエンザおよび肺炎球菌

14 [成] 風しん抗体検査費・予防接種費助成事業（保健所） 92,968

風しんおよび先天性風しん症候群を防ぐため、妊娠を希望する女性およびその配偶者等に対して風しん抗体検査を実施し、任意の予防接種費を助成する。また、抗体保有率の低い世代の男性に対してクーポン券を配布し、抗体検査と定期の予防接種を公費負担で実施する。

15 [成] ロタウイルスワクチン接種費助成事業（保健所） 6,123

乳児のロタウイルスによる胃腸炎の重症化を防ぐため、ロタウイルスワクチン予防接種の費用を一部助成する（令和2年7月までの出生者）。

【施策⑤ 社会保障制度の確保】

1 生活困窮者自立支援事業（福祉保健部） 46,668

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階で自立支援の措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

(1) 自立相談支援事業	21,025
--------------	--------

・ 新 アウトリーチ支援員による訪問型支援の実施		
(2) 住居確保給付金支給事業		1, 326
(3) 子どもの学習・生活支援事業		20, 713
(4) 家計改善支援事業		516
(5) 就労準備支援事業		3, 088
2 自立支援プログラム策定実施推進事業（福祉保健部）		13, 491
生活保護受給世帯の自立を支援するため、自立支援プログラムの一環として、専門職員を配置し、助言・指導を行う。		
(1) 生活保護受給ひとり親世帯等自立支援事業		3, 524
(2) 生活保護就労支援員活用自立支援事業		6, 635
(3) ひきこもり対策自立支援事業		3, 332
3 新 被保護者健康管理支援事業（福祉保健部）		7, 218
生活習慣病の発症や重症化等を予防するため、専門職員を配置し、健康上の課題を抱える生活保護受給者に対して保健・生活面での支援を行う。		
・対象者 40歳から74歳までの者で、生活習慣病の発症や重症化が見込まれる者、治療中断者および健診未受診者など		
4 介護ロボット導入促進事業費補助金（福祉保健部）		1, 000
介護従事者の負担軽減および職場環境の整備を図り、介護従事者の確保に資するため、介護サービス事業所が介護ロボットを導入する際の経費の一部を助成する。		
・対象事業所 本市から指定を受けている市内事業所		
・助成額 1事業所1回の応募につき10万円まで		
5 介護保険事業（福祉保健部・保健所）		30, 624, 917
介護サービス給付事業等を行うとともに、制度の普及啓発とサービス利用に関する情報提供や市民ニーズの把握および相談体制の充実に努める。		
(1) 保険給付費		28, 672, 172
(2) 地域支援事業費		1, 562, 920
ア 介護予防・生活支援サービス事業		
イ 一般介護予防事業		
・ [成] 介護支援ボランティア制度運営経費 等		
ウ 包括的支援事業		
・ [成] 地域包括支援センター運営事業 等		
エ 任意事業		
(3) 保健福祉事業費		12, 432
・ 新 [成] 介護予防ケアマネジメント強化推進事業		
・ 新 [成] シニア元気アップ事業（フレイル予防事業）		

将来都市像4 家族と地域が支えあう元気なまち

政策2 地域福祉の充実

【施策① 地域福祉の推進】

- | | |
|---|--------|
| 1 地域保健・福祉活動推進事業（福祉保健部） | 1,821 |
| 地域振興基金を活用し、民間団体が行う先導的事業で、広く市民福祉の向上に資する事業を支援する。 | |
| 2 秋田市社会福祉協議会福祉活動費補助金等（福祉保健部） | 73,250 |
| 秋田市社会福祉協議会が行う各種社会福祉活動を支援し、地域における社会福祉を推進するため、同協議会に対して補助金の交付等を行う。
・社会福祉活動費補助金
・ボランティア保険料負担金 | |
| 3 民生委員活動推進事業（福祉保健部） | 61,602 |
| 社会福祉の増進に努める民生委員・児童委員および民生児童委員協議会の活動を支援し、地域福祉の向上を図る。 | |
| 4 戦没者追悼式・平和祈念式典開催経費（福祉保健部） | 737 |
| 秋田市出身の戦没者および被災者に追悼の意を表するとともに、恒久平和を祈念するために、戦没者追悼式・平和祈念式典を開催する。 | |
| 5 再犯防止推進経費（福祉保健部） | 411 |
| 安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、再犯防止推進計画の策定や、関係機関との連携など本市における更生支援体制の充実を図る。 | |
| 6 新 特別弔慰金支給経費（福祉保健部） | 575 |
| 戦没者等の遺族に対する国からの特別弔慰金の支給に関し、本市在住請求者の受付窓口としての業務を行う。
・請求権者数（見込み） 2,500人 | |

【施策② 障がい者福祉の充実】

- | | |
|--|--------|
| 1 地域活動支援センター運営事業（福祉保健部） | 37,808 |
| 在宅の障がい児（者）に対し、通所により作業訓練、生活指導、創作的活動の機会の提供等を行う地域活動支援センターを運営するため、NPO法人等に運営を委託し、又は運営費を補助する。
・市内6か所 | |
| 2 障がい者交通費補助事業（福祉保健部） | 90,061 |
| 障がい児（者）の経済的負担の軽減と生活圏の拡大を図るため、在宅の身体・知的障がい児（者）のバス運賃を無料化する。
また、重度の身体障がい児（者）の福祉の増進を図るため、在宅の重度身体障がい児（者）の通院加療の際のタクシー利用料金の一部を給付する。 | |
| 3 障がい者社会参加促進事業（福祉保健部） | 3,229 |

障がい児（者）の自立と社会参加を促進するため、手話奉仕員養成研修や点字広報等の発行、障がい者スポーツ教室などを開催する。

- | | |
|---|----------------|
| 4 障がい者相談支援等事業（福祉保健部） | 47, 449 |
| <p>障がい者等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるようにするため、障がい者等やその介護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用等必要な支援業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">・委託による相談支援等の実施・新 基幹相談支援センターによる総合相談受付等の実施 <p>令和2年10月から基幹相談支援センターを設置し、精神保健福祉士や社会福祉士等の資格を有する専門相談員2名により、総合相談・専門相談、権利擁護、虐待防止等へ対応する。</p> | |
| 5 意思疎通支援事業（福祉保健部） | 16, 101 |
| <p>聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい児（者）の自立と社会参加を促進するため、手話通訳者の設置や手話通訳者等の派遣を行う。</p> | |
| 6 障がい児者日中一時支援事業（福祉保健部） | 9, 829 |
| <p>障がい児（者）の介護者が急病等のやむを得ない理由で一時的に介護できない場合に、日中、施設において障がい児（者）を介護する。</p> <p>また、特別支援学校に通学する障がい児（者）の活動の場の確保や介護者の就労支援等のため、放課後や長期休暇において、空き教室等を利用し、一時的に介護する。</p> | |
| 7 障がい者虐待防止事業（福祉保健部） | 1, 101 |
| <p>障害者虐待防止法に基づき、障がい者に対する虐待の予防、早期発見、虐待を受けた障がい者の保護等を行うため、障がい者虐待防止センターの運営等を行う。</p> | |
| 8 障がい者等自発的活動支援事業（福祉保健部） | 1, 521 |
| <p>障がい者等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう障がい者等やその家族、地域住民、関係諸団体等が自発的に行う活動に対して補助金を交付する。</p> | |
| 9 新 障がい者プラン等策定経費（福祉保健部） | 575 |
| <p>令和2年度に計画期間が終了となる「第5期秋田市障がい福祉計画」および「第1期秋田市障がい児福祉計画」の次期計画の策定に向け、ニーズ調査や社会福祉審議会において検討・協議を行う。</p> | |
| 10 障がい者アート活動支援事業（福祉保健部） | 2, 188 |
| <p>芸術活動を行っている障がい者の社会参加を促進するため、作品展の開催等の取組を行う。</p> | |
| 11 [成] 障がい児通所施設利用料無償化事業（福祉保健部） | 757 |
| <p>未就学の障がい児を対象として、児童発達支援および医療型児童発達支援等を利用した際の利用料を無償化する。</p> <ul style="list-style-type: none">・対象児童 ア 平成28年4月2日から平成30年4月1日までに生まれた第2子以降の障がい児イ 平成30年4月2日以降に生まれた障がい児 | |

12 [成] 障がい者共生社会実現関連経費（福祉保健部） 1,057

「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の施行に伴い、権利擁護に関する相談や障がいを理由とする差別への相談体制の整備を図るほか、障がいについての相互理解を促進するための関連事業を実施する。

13 障がい者福祉医療費給付事業（福祉保健部） 1,502,476

高齢身体障がい者、重度心身障がい児（者）の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担分を助成する。

14 精神障がい者交通費補助事業（保健所） 12,892

精神障がい者の社会参加・社会復帰の促進を図るため、精神障害者保健福祉手帳所持者に福祉特別乗車証を発行し、通院および訓練施設への通所に利用する路線バス等の運賃を無料化する。

【施策③ 高齢者福祉の充実】

1 老人福祉センター改修経費（福祉保健部） 60,585

老朽化した老人福祉センターの施設機能維持のため、個別施設計画に基づき、外壁および建具廻りの改修を実施する。

2 [成] エイジフレンドリーシティ推進事業（福祉保健部） 4,345

市民一人ひとりがエイジフレンドリーシティの理念を理解し、高齢者がその能力や経験、知識を十分に発揮できる高齢者にやさしい活力ある健康長寿社会の確立を目指す。

- ・秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画推進委員会の開催
- ・**新** 秋田市エイジフレンドリーシティ市民意識調査の実施
- ・**新** シニア情報ポータルサイト構築支援事業

3 [成] エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業（福祉保健部） 459

秋田市と連携してエイジフレンドリーシティの実現に向け取組を行う事業者・団体等を「エイジフレンドリーパートナー」として登録し、民間サイドからのエイジフレンドリーシティ実現に向けた取組を推進する。

- ・エイジフレンドリーパートナー研修会の開催

4 [成] エイジフレンドリーシティ普及啓発事業（福祉保健部） 5,096

超高齢社会における様々な課題を共有しながら、行政と市民協働によるエイジフレンドリーシティの実現をさらに推進するため、エイジフレンドリーシティ情報を発信するとともに、エイジフレンドリーシティカレッジ等を開催し、市民の意識啓発、市民活動の促進を図る。

- ・エイジフレンドリーシティ通信の発行
- ・エイジフレンドリーシティカレッジの開催
- ・シニア映画祭の開催

5 [成] 高齢者生活支援情報提供事業（福祉保健部） 1,915

高齢者の暮らしに役立つインフォーマルサービス（介護保険等の公的サービス以外のサービス）等に関する情報を集約・発信し、高齢者をはじめとするすべての市民が、生活支援に関わる多様なサービス情報を得やすい

- 環境を整備する。
- ・作成部数 20,000部
 - ・生活支援サービスや空き家管理情報等のほか、医療機関および行政情報を掲載
- 6 [成] 高齢者コインバス事業（福祉保健部）** **143,201**
- 満65歳以上の高齢者が市内の路線バスを利用する際、市が交付する資格証明書を携帯している者に対し、100円で乗車できるよう助成し、高齢者の外出促進を図り、高齢者の社会参加と生きがいを支援する。
- 7 [新] 高齢者コインバス交通系ICカード導入事業（福祉保健部）** **22,442**
- バス事業者の交通系ICカード導入にあわせ、高齢者コインバス事業についてもICカードを導入するため、カード作成等にかかる費用を事業者へ支援する。
- 8 高齢者雪寄せ・雪下ろし支援事業（福祉保健部）** **7,833**
- おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に雪寄せ援助員を派遣し、玄関から道路までの通路の雪寄せを行うほか、道路豪雪対策本部が設置された場合に雪下ろし等に要した費用の一部を助成する。
- 9 介護予防・生活支援サービス事業（福祉保健部）** **823,911**
- 要支援認定者等が、要介護状態となることを予防するため、訪問・通所サービス等の事業を実施する。
- 10 通所型介護予防事業（福祉保健部）** **5,052**
- 要支援認定者等に対し、通所による運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上の各プログラムを提供し、要介護状態となることを予防するとともに、自立した日常生活を送ることができるよう支援する。
- 11 介護予防ケアマネジメント事業（福祉保健部）** **119,944**
- 高齢者一人ひとりが自ら介護予防、健康の維持・増進に取り組めるよう、地域包括支援センターがアセスメントを行い、利用者の状況を踏まえたケアプランを作成する。
- 12 認知症予防事業（福祉保健部）** **1,320**
- 高齢者の認知症予防のため、頭と体の両方を同時に使う運動を中心とした教室を開催するとともに、教室終了後も高齢者自らが認知症予防に継続的に取り組むことができるよう支援する。
- 13 [成] 介護支援ボランティア制度運営経費（福祉保健部）** **7,226**
- 元気な高齢者が行うボランティア活動にポイントを付与することで、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいを促進する。
- 14 [成] 傾聴ボランティア養成事業（福祉保健部）** **243**
- 中高年者を対象として傾聴ボランティアを養成し、高齢者の孤立防止・自殺予防を図るとともに、ボランティアとして高齢者自身の介護予防、生きがいをづくり・地域貢献を促進する。
- 15 はつらつくらぶ事業（福祉保健部）** **11,154**

高齢者が要介護状態等になることを予防するため、水中運動や介護予防体操などの教室を開催し、介護予防に役立つ知識の普及啓発を図る。

16 介護予防活動支援事業（福祉保健部） 496

自主的かつ継続的に介護予防活動に取り組む高齢者のグループに対し、体力測定マニュアルや高齢者の健康づくりを目的とした「秋田市いいあんべえ体操」のパンフレットなどを配布し、活動を支援する。

17 [成] 地域包括支援センター運営事業（福祉保健部） 384, 678

市内18か所に設置する地域包括支援センターにおいて、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるように、包括的・継続的に支援を行う地域包括ケアを推進する。

- ・総合相談支援業務、権利擁護業務
- ・介護予防ケアマネジメント業務
- ・申請代行（介護保険、高齢者福祉サービス）
- ・地域ケア会議の開催
- ・認知症地域支援推進員の配置（9か所）

18 [成] 在宅医療・介護連携推進事業（福祉保健部） 29, 206

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医師会をはじめとした医療・介護関係者と連携し、多職種協働により在宅医療・介護サービスの一体的な提供体制を構築する。

- ・秋田市在宅医療・介護連携センターの運営

19 [成] 高齢者生活支援体制整備事業（福祉保健部） 65, 823

市全域および各地域包括支援センター圏域における、生活支援サービスの担い手養成や発掘、地域資源の開発、関係者間のネットワーク構築などにより、高齢者を含めた地域住民の自助・互助やボランティアなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築する。

- ・生活支援コーディネーターの配置
- ・協議体の設置

20 [成] 認知症対策推進事業（福祉保健部） 11, 089

認知症になってもできる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるように、地域における認知症支援体制の構築を図る。

- ・認知症ガイドブックの作成
- ・認知症カフェへの支援
- ・認知症初期集中支援チームの運営・研修会の実施
- ・認知症等高齢者の見守り体制づくり

21 [新][成] 介護予防ケアマネジメント強化推進事業（福祉保健部） 8, 813

地域包括支援センター職員等が実施する介護予防ケアマネジメントの質の向上を図るため、介護予防ケアプランの分析・評価や、リハビリ専門職による利用者へのアセスメント業務支援などを行う。

22 老人福祉施設整備費補助金（福祉保健部） 298, 251

老人福祉施設の整備を促進し、施設入所待機者の解消を図るため、特別養護老人ホームの整備に係る工事費の一部を助成する。

- (1) 特別養護老人ホーム（広域型） 144, 000

- ・実施期間 令和元年度、令和2年度の2か年
(元年度20%、2年度80%)
 - ・定員 80名(開設予定 令和2年度)
- (2) 地域密着型特別養護老人ホーム 154, 251
- ・実施期間 令和2年度
 - ・定員 29名(開設予定 令和2年度)

23 [成] 歩くべあきた高齢者健康づくり事業(保健所) 869

65歳以上の仲間とチームを組んで歩く機会を促すとともに、月別歩数の集計・公表や健康情報の発信等を行うことで、高齢者の歩数の増加と定着化を図り、体力の維持と介護予防につなげる。

24 介護予防健康相談教育事業(保健所) 5, 351

要介護状態となることを予防するため、各種事業を通して、介護予防に関する知識の普及・啓発を図り、高齢者の健康づくりを促進する。

- ・いいあんべえ体操の普及啓発
高齢者の健康づくりを目的とした「秋田市いいあんべえ体操」を普及するため、体操教室の開催やパンフレット等の配布を行うほか、地域で体操を普及する体操サポーターを養成するとともに、サポーター連絡会を開催し、活動を支援する。

25 新[成] シニア元気アップ事業(フレイル予防事業)(保健所) 3, 619

高齢者の身体的・心理的・社会的な虚弱の状態(フレイル)を予防するため、東京大学高齢社会総合研究機構が開発したフレイルチェックを行う市民サポーターを養成し、地域の通いの場などにおいてフレイルチェックを実施する。

政策3 次代を担う子どもの育成

【施策① 子ども・子育て環境の充実】

1 子ども福祉医療費給付事業(子ども未来部) 751, 915

子育て世帯の経済的負担の軽減と子どもを生き育てやすい環境づくりを進めるため、乳幼児・小中学生、ひとり親家庭の児童を対象に医療費の自己負担分を助成する。

【令和2年8月から拡充】

- ・小学生にかかる所得制限基準額の引上げ(267.2万円→460万円)
- ・未就学児にかかる所得制限の撤廃

2 新 子ども福祉医療制度拡充準備経費(子ども未来部) 11, 827

令和2年8月から子ども福祉医療制度を拡充するにあたり、システム改修を行うとともに拡充部分の対象者について勧奨通知を発送し、申請を受付する。

3 子どもの貧困対策推進事業(子ども未来部) 358

子どもの貧困対策を推進するため、外部の関係機関や支援団体等で組織するネットワーク会議を開催し、連携体制の構築と強化を図るとともに、実効性のある取組等について検討する。

4 [成] ひとり親家庭自立支援事業（子ども未来部）	12,110
ひとり親家庭の親の増収による自立促進を図るため、講習会の開催、各種講座受講への補助などの就労支援事業を実施する。	
(1) 就業支援講習会事業	688
(2) 自立支援教育訓練給付金事業	712
(3) 高等職業訓練促進給付金事業	10,560
(4) 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業	150
5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（子ども未来部）	20,173
母子家庭および父子家庭ならびに寡婦等を対象に修学資金・就学支度資金などの貸付けを行う。	
6 [成] ワーク・ライフ・バランス推進事業（子ども未来部）	3,734
ワーク・ライフ・バランスを推進するための普及啓発に努めるとともに、子育てにやさしい企業に対する社会的評価を高める取組や、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業へのサポートにより、子育てを社会全体で支える気運の醸成を図る。	
・秋田市元気な子どものまちづくり企業認定・表彰制度	
・秋田市版イクボス宣言プロジェクト	
7 [成] 第1子保育料無償化事業（子ども未来部）	181,009
平成30年4月2日以降に第1子が生まれた世帯を対象に、一定の所得制限のもと保育料を無償化し、出生数の増加を目指す。	
8 [成] 第2子以降保育料無償化等事業（子ども未来部）	237,528
平成28年4月2日以降に子どもが生まれた世帯を対象に、一定の所得制限のもと第2子以降の保育料を無償化等とし、出生数の増加を目指す。	
9 [成] 保育士人材確保推進事業（子ども未来部）	8,606
保育士・保育所支援センターに就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士への求人情報の提供や就職相談会等の開催により、就職あっせん等を行う。	
10 [成] 企業主導型保育推進事業（子ども未来部）	10,000
企業主導型保育事業を推進し、保育受入枠の拡大につなげ、待機児童の解消を図る。	
11 [成] 奨学金返還助成事業（子ども未来部）	6,458
保育士、保育教諭を対象に、市内認可保育所等に就職することなどを要件とした奨学金返還助成を実施することにより、人材を確保し待機児童の解消を図る。	
<債務負担行為設定>	
・募集期間	令和5年3月まで
・助成期間	5年間
・助成金額	最大100万円（年助成額上限20万円×5年間）
・助成要件	①平成30年度以降、新たに保育士、保育教諭として市内認可保育所等に従事する者
	②市内に住所がある者
	③(独)日本学生支援機構等の奨学金貸与を受けた者
	④秋田県奨学金返還助成制度に該当する場合は、当該制度

を併せて活用
 ⑤ **新** 奨学金返還助成対象に、入学時に貸与を受けた一時金を追加

12 児童福祉施設等整備費補助金（子ども未来部）	348, 187
(1) 待機児童対策として、3歳未満児の定員増を伴う認定こども園等の整備費を補助する。	
① 白百合いずみ保育園（保育所から保育所型認定こども園に移行）の増改築	194, 223
②（仮称）ナーサリー八橋（保育所）の創設	150, 120
(2) ブロック塀等の倒壊事故を防止し、児童の安全を確保するため、整備費を補助する。	
① 土崎カトリックこども園（幼保連携型認定こども園）	3, 844
13 子ども広場運営事業（子ども未来部）	16, 243
フォンテAKITA内で、子どもが自由に遊び、親同士が情報交換できる場を提供するとともに、短時間の託児実施により子育てを支援する。	
14 [成] ブックスタート推進事業（子ども未来部）	2, 494
市立図書館等との連携により、絵本の読み聞かせを通じて乳児へ語りかける自然な親子関係のスタートを支援する。	
・ 対象 4か月以上1歳未満の乳児とその保護者	
・ 実施会場 フォンテ文庫、市立図書館、公立保育所、市民サービスセンター子育て交流ひろば、子ども未来センター	
15 病児・病後児保育事業（子ども未来部）	78, 315
病児・病後児保育を行う保育所等に対し、一時的に保育する経費等を補助する。	
(1) 体調不良児対応型	26, 832
保育中に体調不良になった児童が、保護者の就労等により直ちに迎えに來られない場合、保護者が迎えに來るまでの間の預かり保育	
(2) 病後児対応型	23, 017
病気の回復期にある児童が、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合の預かり保育	
(3) [成] 病児対応型	28, 466
当面症状の急変は認められないものの、病気回復期に至らない児童が、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合の預かり保育	
16 [成] 認可外保育施設保育料助成事業（子ども未来部）	2, 968
認可外保育施設（事業所内保育所、幼稚園2歳児は除く）と認可保育所との保育料差額に対し、保護者の所得状況に応じて助成する。	
17 私立保育所等延長保育事業（子ども未来部）	81, 380
延長保育を実施する私立認可保育所、認定こども園および地域型保育事業に対し、保育士の加配経費等を補助する。	
18 公立保育所延長保育事業（子ども未来部）	19, 338
午後7時までの延長保育を行う。	
19 私立保育所等障がい児保育事業（子ども未来部）	56, 700

障がい児を受け入れる私立認可保育所および認定こども園に対し、保育士の加配経費等を補助する。

20 公立保育所障がい児保育事業（子ども未来部）	15, 440
障がい児受入れのため、保育士を配置する。	
21 一時預かり事業（子ども未来部）	150, 540
パートタイム就労や傷病等により一時的に育児ができなくなった場合の一時預かりを行う施設に対し、保育士の加配経費等を補助する。	
(1) 私立保育施設一時預かり事業	71, 146
(2) 認定こども園一時預かり事業	71, 123
(3) 幼稚園一時預かり事業	8, 271
22 公立保育所一時預かり事業（子ども未来部）	6, 308
パートタイム就労や傷病等により一時的に育児ができなくなった場合の一時預かりを行う。	
23 すこやか子育て支援事業（子ども未来部）	233, 387
(1) すこやか子育て支援事業	
認定こども園、小規模・事業所内保育事業、認可外保育施設等に入所している児童の保育料を保護者の所得状況に応じて助成するとともに、3歳児から5歳児までの児童の副食費について、県の制度を活用し助成する。	
・保育料助成	96, 861
・ 新 副食費助成	115, 020
(2) 幼稚園すこやか子育て支援事業	
幼稚園を利用している3歳児から5歳児までの児童の副食費について、県の制度を活用し助成する。	
・ 新 副食費助成	21, 506
24 新 幼稚園副食費補足給付事業（子ども未来部）	10, 962
新制度未移行幼稚園を利用する子どものうち、年収360万円未満相当の世帯の子どもおよび年収に関わらず第3子以降の子どもを対象に副食費を補助する。	
25 私学振興助成事業（子ども未来部）	3, 539
幼稚園教育の振興を図るため、施設型給付を受けない幼稚園の運営費および幼稚園が実施する事業に対して補助する。	
26 新 東北地区私立幼稚園教員研修大会開催費補助金（子ども未来部）	200
私立幼稚園・認定こども園の教職員の資質向上を目的に、令和2年10月に本市で開催される第35回東北地区私立幼稚園教員研修大会に補助金を交付する。	
27 保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業（子ども未来部）	147
幼保連携型認定こども園に必要な保育教諭を確保するため、特例制度（保育士資格および幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減する制度）を利用して、職員に当該資格又は免許状を取得させた園に対し補助を行う。	

28 [成] 在宅子育てサポート事業（子ども未来部）	44, 172
<p>(1) 第1子、2子サポートクーポン 38, 047 就学前の児童を在宅で子育てをしている家庭に対し、子育てサポートクーポン券による複数の子育て支援サービスを提供する。</p> <p>[拡充] ・対象児童一人当たりのクーポン券交付枚数 16枚→22枚</p> <p>(2) 多子世帯サポートクーポン 6, 125 平成30年4月2日以降に生まれ、保育所等に入所していない第3子以降の未就学児童と当該児童を含めた3人以上の子を養育している世帯に対し、子育てサポートクーポン券による複数の子育て支援サービスを提供する。</p>	
29 子ども未来センター運営事業（子ども未来部）	14, 883
子育て支援の拠点として、子どもが自由に遊べ、親同士が情報交換できる場を提供するとともに、地域の子育て活動を支援するほか、子育てや女性の悩み相談等の総合的な子育て支援を推進する。	
30 ファミリー・サポート・センター運営事業（子ども未来部）	12, 790
子育ての援助を行いたい人（協力会員）と子育ての援助を受けたい人（利用会員）との相互援助活動により、子どもの一時預かり等を行い、子育てと仕事の両立支援を図り、子育て家庭を支援する。	
31 [成] ファミリー・サポート・センター利用料助成事業（子ども未来部）	1, 857
ファミリー・サポート・センター利用者の経済的負担を軽減することにより利用を促進し、安心して子育てができるよう支援するため、利用料金の半額を助成する。	
32 [成] 子育てサービス利用者支援事業（子ども未来部）	5, 990
子育て家庭が、多様な教育・保育施設や子育て支援事業の中から、最適な支援サービスを受けることができるよう、相談や提案を行うとともに、地域の関係機関・団体と連携し、子育て家庭を支援する。	
33 [成] 子育て支援ネットワーク事業（子ども未来部）	295
市内7地域の連絡会を対象とした代表者会議および研修会を開催し、地域の子育て活動を支援する。	
34 [成] 児童虐待防止推進事業（子ども未来部）	16, 393
子ども家庭総合支援拠点を運営し、子どもとその家族等からの相談対応や要保護児童対策地域協議会の活用により、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応と必要な支援を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・新 子育て支援訪問事業 	
35 乳幼児健康診査事業（子ども未来部）	78, 257
乳幼児健康診査や2歳児歯科健康診査を行い、乳幼児の発育・発達の確認、疾病の早期発見および保健指導を行う。 <p>また、事後指導として、専門スタッフによる経過観察クリニックを実施する。</p>	
36 [成] 妊産婦保健事業（子ども未来部）	194, 026

	妊産婦健康診査（一般健康診査16回、子宮頸がん検査、歯科健康診査、精密健康診査、産後1か月健康診査）や母乳育児相談を実施するほか、多胎妊娠のかたへ受診票（6回分）を追加交付する。 また、保健指導を必要とする妊産婦および新生児に対して訪問指導を行う。	
37	未熟児養育医療給付事業（子ども未来部） 病院又は診療所に入院を必要とする未熟児（1歳未満）に対して医療の給付を行う。	28,497
38	小児慢性特定疾病支援事業（子ども未来部） 慢性疾病により、長期にわたり療養を必要とする児童等の医療費の給付および自立支援のための相談等を行う。 また、日常生活の便宜を図るため、受給者からの申請に基づき日常生活用具を給付する。	85,368
39	〔成〕 不妊治療費助成事業（子ども未来部） 特定不妊治療（体外受精および顕微授精）を指定医療機関で行った夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成する。 ・助成限度額 1回20万円（または10万円）、初回のみ30万円 男性不妊治療については1回15万円、初回のみ30万円 ・助成回数 40歳未満は通算9回、40歳～43歳未満は通算3回 ・助成要件 前年の夫婦合算所得730万円未満 一般不妊治療費については、自己負担分を1年につき5万円まで、通算2年間（10万円）助成する。	73,211
40	育児支援事業（子ども未来部） 育児不安や育児ストレス等を未然に防ぎ、安心して子育てができるよう、生後4か月までの乳児のいる家庭に対して訪問指導を行う。	5,938
41	〔成〕 幼児フッ化物塗布事業（子ども未来部） 幼児のむし歯罹患率の低減およびむし歯予防に対する保護者の意識付けと正しい知識の普及を図るため、フッ化物塗布を行う。 令和2年度から、新たに1歳児を対象とする。 ・対象 1～5歳児 ・実施方法 市内の協力歯科医療機関で年1回実施	9,215
42	〔成〕 幼児発達支援事業（子ども未来部） 3歳児健診後、教育・保育施設等の集団生活の中で表面化する発達障がい等行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続的支援を行う。	2,025
43	〔成〕 妊娠期からの相談支援事業（秋田市版ネウボラ）（子ども未来部） 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的な支援を提供し、切れ目ない支援を実施する。	6,749
44	〔成〕 産前・産後サポート事業（子ども未来部） 妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦の孤立感を解消する。	1,431
45	〔成〕 放課後児童健全育成事業（子ども未来部）	414,463

昼間保護者のいない家庭の児童を放課後に受け入れるため、放課後児童クラブの運営を委託し、健全育成を行う。

46 [成] 放課後子ども教室推進事業（子ども未来部） **52,355**

児童館等において、子どもたちに健全な遊びの場と様々な体験・交流・学習の機会を提供し、安全・安心な子どもの居場所づくりを推進する。

47 [成] 児童館等整備事業（子ども未来部） **171,410**

放課後の子どもたちに安全な居場所と健全な遊びを提供するため、広面児童館を改築するほか、港北、飯島南児童センターを改修、また旧牛島児童館を解体する。

- ・継続費設定 広面児童館 令和元～令和3年度
- ・令和2年度事業内容 改築工事等

【施策② 若い世代の育成支援】

1 [成] あきた結婚支援センター運営経費負担金（子ども未来部） **1,098**

県、市町村、協力団体を構成員とする同センターの運営経費を負担する。

2 [成] 若者自立支援事業（子ども未来部） **6,470**

社会参加に困難を有する若者に対して、職業体験による就労支援を行うほか、しごと塾を開催し、社会人として求められる基礎的な能力の向上を図り、就労の決定・定着を図る。

3 [成] ふたりの出会い応援事業（シングルズカフェ秋田）（子ども未来部） **5,490**

20代から30代までの独身男女を対象としたシングルズカフェ秋田を開催し、出会いの場などを提供するほか、あきた結婚支援センターの登録料を補助し、会員登録を促す。

また、マッチングしたカップルや、参加者同士で結婚したカップルに記念品を贈る。

4 [新][成] 結婚新生活支援事業（子ども未来部） **6,132**

経済的理由で結婚に踏み出せない方を支援するため、要件を満たす新婚世帯に対し住宅購入費や家賃、引越し費用の一部を補助する。

令和2年度 補正予算の概要

福祉保健部、保健所、子ども未来部関連
新型コロナウイルス感染症対策事業等

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

（2月臨時会）

（単位：千円）

- | | | |
|----------|---|--------|
| 新 | 新型コロナウイルス感染症対策事業（保健所） | 36,000 |
| | 新型コロナウイルス感染症の相談窓口として設置しているコールセンターについて、令和2年度も業務を委託し、継続して窓口を設置する。 | |

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第2号）

（5月臨時会）

令和2年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）

（単位：千円）

- | | | |
|---|--|--------|
| 1 | 生活困窮者自立支援事業（生活困窮者住居確保給付金支給事業）
（福祉保健部） | 15,618 |
| | 生活困窮者を対象とした住居確保給付金に関し、国の給付要件の緩和による件数の増加を見込み、増額する。 | |
| 2 | 新 障がい児者サービス継続支援事業（福祉保健部） | 10,868 |
| | 感染拡大防止に必要なマスクや消毒液を、障害福祉サービス事業所および地域活動支援センター等に配布する。 | |
| 3 | 新 高齢者等向け健康情報番組放送経費（福祉保健部）
【介護保険事業会計】 | 4,455 |
| | 高齢者を対象とした健康づくり教室等の中止に伴い、高齢者の運動や社会参加の機会が失われていることから、心身の健康低下を防止するため、健康維持に向けた情報を提供するテレビ番組を放送する。
・放送媒体 市内民放3社 | |
| 4 | 新型コロナウイルス感染症対策事業（保健所） | 66,532 |
| | 本市における感染拡大防止のため、相談体制の拡充、検査体制の強化および医療提供体制の整備などの対策を推進する。
・相談体制の拡充 コールセンターの増設など
・検査体制の強化 感染症指定医療機関等が実施するPCR検査料に係る自己負担の助成など
・医療提供体制の整備 入院患者に対する医療費の公費負担、防護服等の購入など | |

- | | | |
|---|---|---------|
| 5 | 新 子育て世帯臨時特別給付金給付事業（子ども未来部）
子育て世帯の生活支援のため、児童手当受給者に臨時特別給付金を給付する。
・給付額 児童1人につき1万円 | 345,000 |
| 6 | 新 保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業（子ども未来部）
感染拡大防止に必要なマスクや消毒液等について、公立保育所に配布するほか、私立保育所等に対し購入経費を補助する。 | 64,305 |
| 7 | 乳幼児健康診査事業（子ども未来部）
集団方式で実施している幼児健康診査を医療機関での個別方式に変更することから、必要な経費を増額する。
・対象 1歳6か月児および3歳児の小児科健診および歯科健診 | 19,146 |

社会福祉法

(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号)

(前略)

第二章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(委員)

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(臨時委員)

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(後略)

社会福祉法施行令

(昭和三十三年六月二十七日政令第百八十五号)

(前略)

(民生委員審査専門分科会)

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

(審査部会)

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

(後略)

秋田市社会福祉審議会条例

平成12年 3月27日 条例第9号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平12条例48・一部改正）

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉および精神障害者福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 前項の児童福祉に関する事項には、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する機関が同条に掲げる規定によりその権限に属させられた事項を含むものとする。

（平12条例48・平25条例50・平26条例56・平29条例10・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、委員52人以内で組織する。

2 審議会の委員の任期は3年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（平26条例35・一部改正）

(委員長の職務を行う委員)

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員および臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

第7条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員および臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項および第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員又は臨時委員として任命されている者の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成12年5月8日までとする。

(秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例の廃止)

3 秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例（平成8年秋田市条例第33号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月30日条例第56号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成27年規則第2号で平成27年4月1日から施行）

附 則（平成29年3月17日条例第10号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

秋田市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副委員長の指名等)

第2条 審議会に委員長の指名による副委員長1人を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

3 委員長および副委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に児童専門分科会、障がい者専門分科会、高齢者専門分科会、民生委員審査専門分科会、地域福祉専門分科会を置く。専門分科会においては、次の各号に定める事項を調査審議する。

(1) 児童専門分科会

児童および母子の保健福祉に関する事項

(2) 障がい者専門分科会

障がい者（児）の保健福祉に関する事項

(3) 高齢者専門分科会

高齢者の保健福祉に関する事項

(4) 民生委員審査専門分科会

民生委員の適否の審査に関する事項

(5) 地域福祉専門分科会

地域福祉の推進に関する事項

2 前項に掲げる専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、民生委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要または異例な事項についてはこの限りでない。

3 第2条の規定は、専門分科会においてこれを準用する。

(審査部会)

第4条 身体障がい者の障害程度等の審査に関する調査審議のため、障がい者専門分科会に審査部会を設置する。

2 審査部会に属すべき委員および臨時委員は、障がい者専門分科会に属する医師たる委員および臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 審議会は、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第5条第1項に基づき諮問されたとき、ならびに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項および令第3条第3項ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定等についての意見を求められたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(部会)

第5条 審議会が必要と認めるときは、審査部会のほかに、専門分科会に部会を設置することができる。

2 部会（審査部会を含む。以下同じ。）に委員の互選による部会長1人を置き、副部会長の指名等については、第2条の規定を準用する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議)

第6条 専門分科会および部会の会議については、条例第5条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる専門分科会および部会の専門分科会長および部会長は、緊急その他やむを得ない事情のある場合は、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 審査部会

(任期)

第7条 臨時委員の任期については、委員長が定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。なお、専門分科会および部会の庶務は、委員長が定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年5月9日から施行する。

(秋田市社会福祉審議会運営要綱の廃止)

2 秋田市社会福祉審議会運営要綱（平成9年5月9日審議会決議）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月9日から施行する。